

お客様 各位

2006 年 12 月 15 日

公開買付における被買収銘柄の取り扱い方法の変更
(Russell/Nomura 日本株インデックス)

今般、ラッセル・インベストメント・グループと野村証券金融経済研究所では、公開買付によって子会社化が決定した被買収銘柄について、Russell/Nomura 日本株インデックスの除外ルールを次のように改定いたしました。

インデックス・ルールの改定

(1) 内容

公開買付によって子会社化が決定した被買収銘柄について、下のケースに当てはまる場合に、整理ポスト入りあるいは上場廃止となる前にインデックス構成銘柄から除外することがあるものとします。

- ・ 安定持株比率が極端に高いと推定される（95%以上）。
- ・ 上場廃止基準に抵触する。
- ・ 買収企業が非買収企業を子会社化後に上場廃止する旨発表している。

(2) 適用時期

2007 年 1 月から、このルールを適用します。

(ご連絡先)

野村証券 金融経済研究所 金融工学研究センター
インデックス・プロダクツ・グループ
idx_mgr@frc.nomura.co.jp
03-3274-0924